

空き店舗を活用して事業を行う場合
改修費や家賃の一部を助成します！！

商業地空き店舗活用事業

塩尻市では、商業地域及び近隣商業地域の空き店舗を活用して事業を行う場合、または空き店舗を解体する場合に、建物の改修費及び解体費、家賃の一部を助成します。

〔1〕 空き店舗を借り、改修して、新たに事業を行う場合

- 補助額 改修費 上限200万円
家賃 月上限4万円(最大36か月)

〔2〕 空き店舗を取得し、改修して、新たに事業を行う場合

- 補助額 改修費 上限300万円

〔3〕 空き店舗を借り、改修せず、新たに事業を行う場合

- 補助額 家賃 月上限2万円(最大12か月)

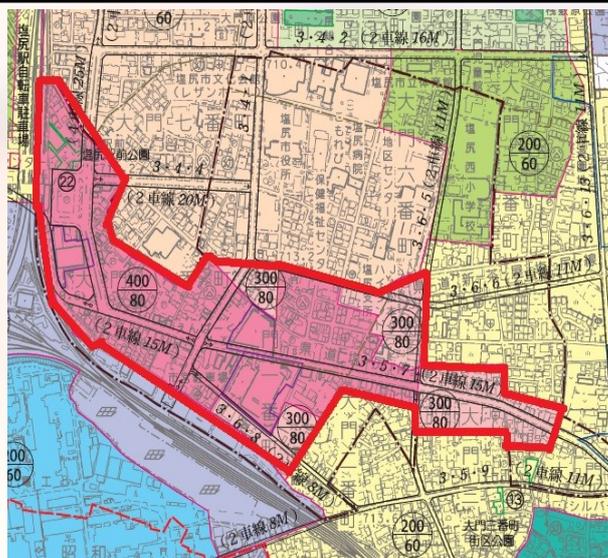
〔4〕 所有する空き店舗を解体して、新たに事業を行う場合

- 補助額 解体費 上限100万円

〔5〕 所有する空き店舗を解体して、駐車場などの利活用を図る場合

- 補助額 解体費 上限30万円

補助率
1/2



- 赤枠内:対象地域(商業地域・近隣商業地域)
- 濃ピンク:商業地域
- 薄ピンク:近隣商業地域
- ※広丘駅西にも対象地域があります。

○対象要件は次のとおりです。

- ・市街地の活性化に資するものであること
- ・対象地域内の空き店舗であること。
- ・対象業種(飲食・卸小売・サービス業等)を営むこと。
- ・改修等工事への着手が当該年度の4月以降であり、同年度中に竣工するもの。
- ・遊興飲食店舗でないこと

お問い合わせ先

○相談窓口 塩尻商工会議所 電話0263-52-0258

○受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

○場 所 塩尻市大門一番町12番2号 塩尻市市民交流センター4階